



校長 教頭 係			指示事項
			回 覧

1.2 教職第4-5 1号
平成13年 1 月 4 日

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長

様

高 知 県 教 育 長

永年勤続休暇について（通知）

このことについては、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第12条の表の八による特別休暇として、40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年について、それぞれ連続する3日以内で取得できるところですが、この度下記のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に周知するとともに適切な運用をしてください。

なお、この通知に基づく取扱いは、平成13年1月1日から実施することとし、「永年勤続休暇について（通知）」（平成9年3月28日付け8教高第1401号教育長通知）は、廃止します。

記

1 趣旨

永年勤続者の心身のリフレッシュを図る。

2 内容

40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年について、それぞれ次のとおり取得できる。

(1) 40歳の誕生日の属する一暦年において連続する3日以内

(2) 50歳の誕生日の属する一暦年において連続する5日以内

ただし、公立学校に勤務する教育職員については、所属長において、5日連続する休暇を計画することが業務の運営に著しい支障が生じると認める場合には、連続する3日以内と連続する2日以内に分けて休暇を計画することができる。

(3) (1)及び(2)については、週休日・休日は日数に算定しない。

3 経過措置

平成12年12月31日現在の年齢が50歳以上の職員については、平成15年までの一暦年のみにおいて、2の(2)の休暇のうち連続する2日以内を取得できること。